

令和7年度農政委第3号
オーストラリアにおける「静岡市のお茶」販路開拓プラットフォーム構築業務
プロポーザル提案に係る質問事項及び回答

No.	質問内容及び回答内容	
1	質問	契約(受託)および支払に関する業務は日本法人が引き受け、実際の業務はオーストラリアに拠点を持つ関連会社が行うという形態でも問題ないか？
	回答	あらかじめ委託者の書面による承諾を受けることで、一部の履行を関連会社及び第三者が実施(再委託)することが可能です。なお、本業務のすべての履行を第三者に再委託することはできません。
2	質問	5月8日のヒアリング審査の実施場所と時間帯はどこか。
	回答	実施場所は、静岡市役所(静岡庁舎または清水庁舎)を予定しています。 実施場所及び時間帯は、ヒアリング参加者数の確定をもって決定し、4月25日(金)にお知らせいたします。
3	質問	ヒアリング審査について、参加者の一部または全員がオンラインで参加することは可能か？
	回答	可能です。
4	質問	本事業に関するKPI(営業代行アプローチ数、商談実施数など)は設定されているか？
	回答	本事業単体でのKPIは設けておりません。 ただし、「静岡市のお茶の輸出量拡大」を目的とした事業となりますので、営業代行数や商談実施数(商談成約数)など、具体的な目標数値が設定された、論理的な提案であることが望まれます。
5	質問	仕様書内で、サンプルの発送は受託者が行うと記載されており、発送費用に関して、 ・茶業者→受託者(日本国内)への発送は茶業者負担 ・日本国内→オーストラリアへの発送は受託者が負担、となっている。 静岡市や茶業者からオーストラリアの関連会社へ直接発送することは可能か？ また、その場合の費用負担はどのようになるか？
	回答	本業務は、営業活動から商談成立に至るまでの役務を包括的に委託するものであるため、日本からオーストラリアにサンプルを発送する業務はこれに付帯するものと考えております。これを踏まえ、日本国内からオーストラリアへの発送は受託者に行っていただくこととします。
6	質問	茶業者側から無料でのサンプル提供が受けられなかった場合、サンプル発送費以外の料金(サンプルの購入費など)は、受託者の負担となるか？
	回答	サンプルは受託者に対して無償提供します。 日本国内からオーストラリアへの発送費用、発送に係る梱包資材および通関に係る諸経費は、受託者負担とします。
7	質問	参加する茶業者数は何社程度を想定しているか？ 日本での参加茶業者に対する公募業務は受託者が行う必要があるか？
	回答	参加する茶業者は4者程度を想定しています。 また、参加茶業者の募集は本市が行うため、受託者としての公募は不要です。
8	質問	セミナーの内容はほぼ決まっているようだが、講師も決まっているか？
	回答	本事業に参加する茶業者が講師となりますが、現時点では、参加する茶業者は未決定です。
9	質問	セミナーの所要時間はどの程度を想定されているか。
	回答	セミナーの所要時間に定めはありません。 仕様書記載のセミナーの要素が訴求できれば、所要時間も含め、セミナーの手法については自由提案となります。
10	質問	今回の商談会に出品する茶は、どのような商品となるか？
	回答	静岡市で生産される茶の多くが浅蒸し茶となることから、浅蒸し茶がメインとなる想定ですが、ほうじ茶、和紅茶、抹茶など多岐に渡る可能性があります。 いずれも、「静岡市内で生産された茶葉を使用したもの」が商品となります。

11	質問	バイヤーは、レストラン関係、日本食材卸業者等のほか、お茶を原料としている製造業(例:抹茶を練り込んだ商品製造等)も含めてよいか？
	回答	問題ありません。
12	質問	事前に現地バイヤーに送るサンプルはどのような内容か？ また、1名あたりのサンプルの重さはどの程度を想定しているか？
	回答	商談会に出品する商品がサンプルとなる見込みです。 参加する茶業者数(4者想定)×1茶業者あたりのサンプル数(3～5品程度想定)が現地バイヤーに送るサンプルの1セットとなり、重さとしては、1セットあたり200g～400g程度となる見込みです。
13	質問	実施要項2(6)①「委託契約が見積書と同じになるとは限らない」とはどういうことか。
	回答	プロポーザル形式の性質上、受託候補者を決定する企画提案の段階で提出いただく見積金額と、最終的な委託契約の金額とが、同額にならない可能性があることを考慮し、当該項目を設けています。
14	質問	実施要領6(1)提出書類のうち、「参加申請書」「会社概要書」「類似事業実績報告書」「暴力団排除に関する誓約書兼同意書」「企画提案書」に押印は必要か。
	回答	全て不要です。
15	質問	仕様書4(1)オーストラリア国内でのセミナーの講師は、オーストラリアを訪れる静岡市茶業者のことか。
	回答	ご認識のとおりです。
16	質問	仕様書5再委託の「あらかじめ委託者の書面による承諾」が必要とあるが、どのような手続きが必要か。
	回答	業者選定後、以下の手続きが必要です。 ① 再委託承認申請書(別途送付)を受託者から市へ提出 ② 再委託の内容、金額、期間、再委託者が適当であることを確認し、市から受託者へ承認書を交付 ③ 再委託承認書交付後、受託者から市へ以下の書類を提出 ・ 再委託に関する契約書又は請書の写し(再委託契約書に「再々委託」を認める条項があってはならない) ・ 再委託者の「暴力団排除に関する誓約書兼同意書」(再委託者が静岡市の有資格者であれば不要)
17	質問	「暴力団排除に関する誓約書兼同意書」に添付する「役員等氏名一覧」は、上場企業においても必要か。
	回答	上場企業においても必要です。
18	質問	仕様書4(4)資料作成業務にある「各茶業者を説明するランディングページ(商品紹介を含む)」とはどのような形式を想定しているか。作成したページはどこに掲載予定か。その場合、HPデザイン等の案はご指定いただけるのか。
	回答	形式の指定はございませんが、現地のバイヤーに対して、各茶業者及び商品を高く訴求できるランディングページが望ましいと考えております。 ページは受託者にて管理いただきますので、掲載場所やデザイン等含め受託者の自由提案となります。
19	質問	今後販売をしていく商品の価格帯はどの程度を想定されているか。
	回答	茶の種類(煎茶、ほうじ茶、抹茶など)にもよりますが、メインとなる浅蒸し茶の場合、中心価格帯は2～3万円/kgを想定しています。
20	質問	サンプル発送が追加で発生した場合の費用は今回の事業費に含まなくてもよいか。
	回答	サンプル発送が追加で発生した場合の費用についても、営業代行に必要となるサンプル発送に係る運搬費等の負担は、仕様書4(5)に定めるとおりです。